

税制改正で国税犯則調査手続を見直しへ

外部サーバの電子メールの 強制差し押さえを可能に

平成29年度税制改正では、国税犯則調査手続が見直されることになりそうだ。政府税制調査会は11月14日、「国税犯則調査手続の見直しについて」と題する報告書を取りまとめ、公表した（今号26頁参照）。今回の見直しは、ICT化対応のため平成23年に刑事訴訟法において措置された電磁的記録の証拠収集手続を国税犯則調査手続にも導入しようとするもの。例えば、外部のプロバイダ等のサーバに保管されている電子メールを強制的に差し押さえる手続等を整備する。また、夜間での強制調査の執行なども容認する方向だ。

クラウドに保管されている電子ファイルの差し押えが可能

国税犯則調査とは、国税についての犯則が疑われる場合に国税職員が実施する調査のこと。国税局査察部が所得税や法人税の脱税等に対して行う査察調査などが該当する。

この国税犯則調査だが、昨今では、経済社会のICT（Information and Communication Technology）化の進展により、電磁的記録に関する証拠収集に問題が生じている。例えば、電子メールがパソコン内ではなく、外部のプロバイダ等のサーバにのみ残っているようなケースだ（図参照）。この場合、パソコンの差し押えは可能だが、サーバ上の電子メールは差し押えの対象外となっているからだ。新たに裁判官から許可状を取得して、プロバイダのサーバを差し押えすることも考えられるが、その間に証拠が隠滅されることになれば、犯意の立証が困難になってしまう。また、脱税の証拠となる電子ファイルがクラウド

上に保管されているケースも同様だ。こちらでもパソコンの差し押えは可能だが、サーバ上の電子ファイル等のデータは差し押えの対象外となっている。

プロバイダに通信履歴消去の中止を要請

このため、サーバなどに記録された電子メール等の電磁的記録を、CD-R等の他の記録媒体に複写、印刷した上、差し押さえることができるようにするなどの見直しを行う。また、外部のプロバイダ等の通信事業者等に対しては、通信履歴の電磁的記録について、30日（特に必要があって延長する場合は60日）を超えない期間を定めて消去しないよう求めるなどできるようにする方向だ。

平成23年に刑事訴訟法において措置された電磁的記録の証拠収集手続と同様の整備が行われることになる。

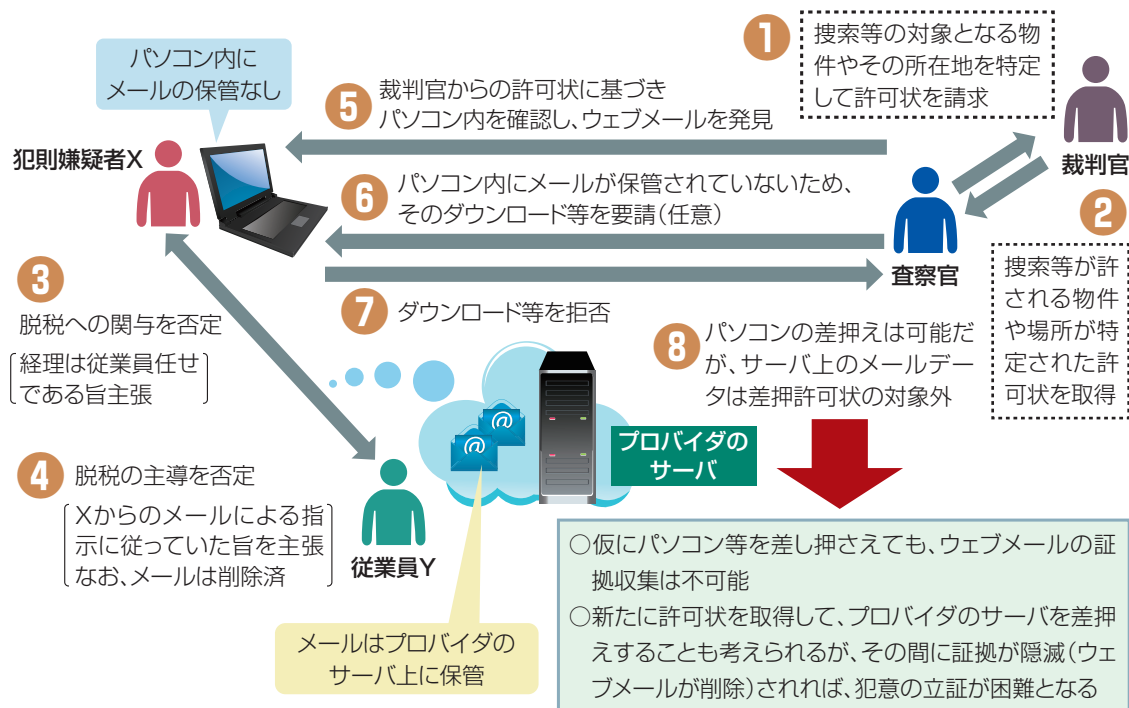
夜間の強制執行が可能に

関税の犯則調査にならった見直しも行われ

る。国税犯則調査の主な対象である国税のほ

【図】 犯則嫌疑者による脱税の指示を示す電子メールがプロバイダ等のサーバに保管されている事例

- 犯則嫌疑者Xは脱税の指示をウェブメールにより従業員Yに指示。
- しかし犯則嫌疑者X・従業員Yともに脱税への関与を否定。
- ウェブメールは犯則嫌疑者Xの所持するパソコンではなく、プロバイダのサーバに保管されている。
- 犯則嫌疑者Xの犯意を立証するには、ウェブメールの証拠化が必要。



脱犯の構成要件は、偽りその他不正の行為により、税を免れるという点で関税のは脱犯の構成要件と共通しているからだ。

例えば、国税犯則調査では、日没から日の出まで(夜間)の間は強制調査の手続を実施することができない。強制調査に着手した際に未把握の事務所などを把握し、当日中に捜索を実施するため裁判官から新たに許可状を受けても、執行が日没に間に合わなければ翌日の日の出まで待機しなければならない、その間に証拠隠滅を図られてしまうといった事態も想定される。

このため、今回の見直しでは、関税の犯則調査と同様、夜間においても強制調査の開始を認める方向となっている。

また、犯則嫌疑者が置き去った物件を含め、遺留物を検査・領置の対象に含める。現行制度では、例えば、①犯則嫌疑者等が捜索中に許可状の効力の及ばない公道などの場所に物件を投げ捨てた場合や、②国税局内で任意で調査を行っている最中に物件を置いたまま立ち去った場合については、検査・領置することができないとされ、適時・的確な証拠収集が困難であると指摘されていたものである。

そのほか、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、事前に国税庁長官等からの管轄区域外職務行命令を受けなくとも、所属する国税局の管轄区域外での職務執行を可能とするなどの見直しを行うとしている。